

不利益処分に関する処分基準 個票

生活環境部 保険年金課

不利益処分の内容	文書提出命令等の不服従者への過料処分	
根拠法令等及び条項	栃木市後期高齢者医療に関する条例第7条	
処分基準	根拠条項	栃木市後期高齢者医療に関する条例第7条
	参考事項	高齢者の医療の確保に関する法律第137条第2項
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 対象</p> <p>被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由がなく高齢者の医療の確保に関する法律第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき</p> <p>2 処分内容</p> <p>10万円以下の過料</p>	